

# 災害・オウム対策調査特別委員会情報連絡

令和3年4月23日

情報連絡事項	頁
1 令和3年度Jアラートの全国一斉情報伝達訓練への参加について・・・・・・・・	2
2 令和3年度足立区・消防署合同総合水防訓練の実施について・・・・・・・・	3
3 令和2年度電柱を活用した想定浸水深表示の設置完了について・・・・・・・・	4
4 災害協定の締結について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6

(危機管理部)

# 災害・オウム対策調査特別委員会情報連絡

令和3年4月23日

件名	<b>令和3年度Jアラートの全国一斉情報伝達訓練への参加について</b>
所管部課名	危機管理部 危機管理課、総合防災対策室 災害対策課、防災力強化担当課
内容	<p>総務省消防庁より、令和3年度全国瞬時警報システム（Jアラート）の全国一斉情報伝達試験実施の通知があったことから、以下のとおり報告する。</p> <p><b>1 目的</b></p> <p>国から送られてくる緊急情報（地震・津波や武力攻撃等）を迅速かつ確実に区民へ伝えるため、情報伝達手段の起動試験を行う。</p> <p><b>2 実施内容</b></p> <p>足立区内の防災行政無線の屋外スピーカーから試験放送が流れる。</p> <p>※ 放送内容</p> <p>(1) 防災行政無線チャイム</p> <p>(2) 「これはJアラートのテストです」（繰り返し3回）</p> <p>(3) 「こちらは足立区役所です」</p> <p>(4) 防災行政無線チャイム</p> <p><b>3 訓練スケジュール</b></p> <p>例年は年4回の実施であるが、令和3年度は東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催と重なること等を考慮し、年3回試験を実施する。</p> <p>1回目：令和3年 5月19日（水）午前11時</p> <p>2回目：令和3年10月 6日（水）午前11時</p> <p>3回目：令和4年 2月16日（水）午前11時</p>
問題点 今後の方針	Jアラートの全国一斉情報伝達訓練に合わせて、弾道ミサイル落下時にとるべき行動の訓練実施を検討していく。


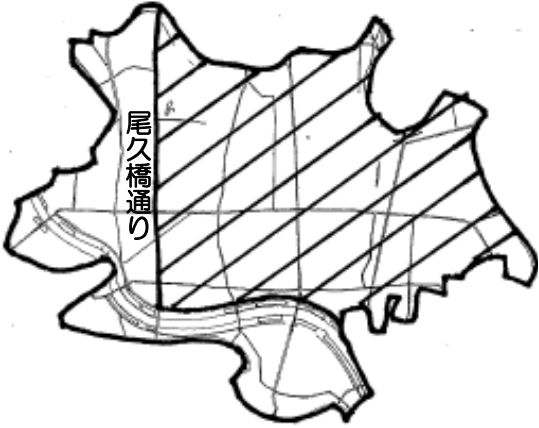
# 災害・オウム対策調査特別委員会情報連絡

令和3年4月23日

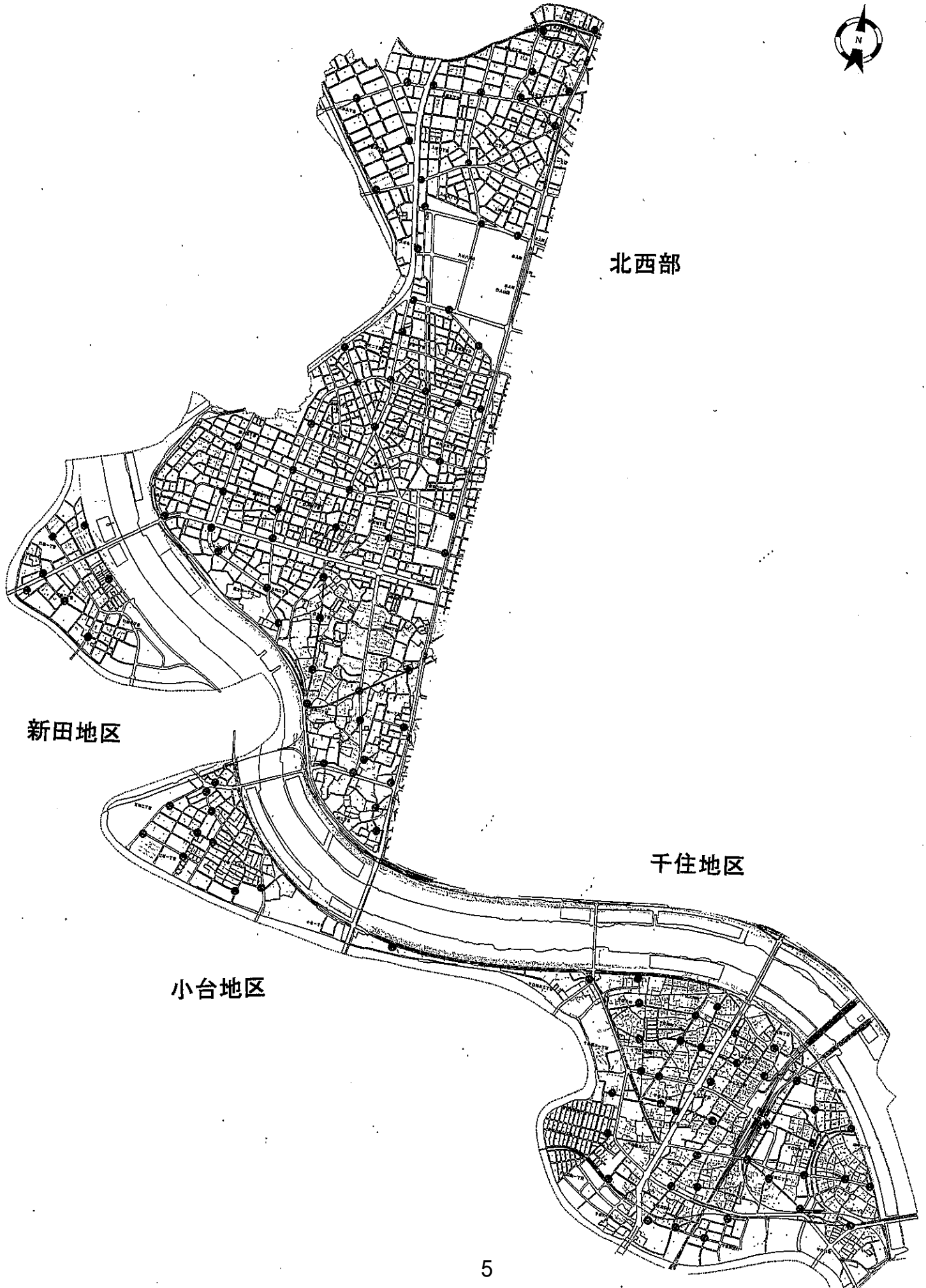
件名	<b>令和3年度足立区・消防署合同総合水防訓練の実施について</b>
所管部課名	総合防災対策室 災害対策課、防災力強化担当課、都市建設部 企画調整課
内容	<p>令和3年度足立区・消防署合同総合水防訓練を以下のとおり実施する。          なお今年度は新型コロナウイルスの感染拡大防止を考慮し、例年よりも訓練規模・内容等を縮小して実施する。</p> <p><b>1 実施日時</b>          令和3年5月28日（金）午前9時30分から午前11時30分          ※ 事前準備訓練を、5月26日（水）及び5月27日（木）に実施予定</p> <p><b>2 実施場所</b>          足立区千住大川町32番先 荒川右岸河川敷</p> <p><b>3 参加団体等</b>          次の2団体のみの参加とし、人数を限定して訓練を実施する。          (1) 足立区職員（約30名）          (2) 区内3消防署職員（約20名）</p> <p><b>4 訓練内容</b>          訓練内容を縮小し、次の訓練を実施する。          (1) 京成本線荒川橋梁の軌道内を想定した積み土のう工法          (2) マンホール噴出防止工法          (3) 大型積み土のう工法          ※ 例年区長等へ実施している訓練開始報告や会場でのアナウンス等は実施しない。</p> <p><b>5 訓練責任者</b>          (1) 足立区          都市建設部長（水防本部長）          (2) 消防署          西新井消防署長（幹事署）</p> <p><b>6 来賓等</b>          新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、都議会議員、区議会議員等の来賓招待は実施しない。</p>
問題点 今後の方針	新型コロナウイルスの感染状況を注視し、訓練準備を進めていく。

# 災害・オウム対策調査特別委員会情報連絡

令和3年4月23日

件名	令和2年度電柱を活用した想定浸水深表示の設置完了について				
所管部課名	総合防災対策室 災害対策課、調整担当課				
内容	<p>想定浸水深の表示について、以下のとおり設置したので報告する。</p> <p><b>1 設置地域</b> 千住、小台、宮城、新田及び尾久橋通りの西側地域</p> <p><b>2 設置箇所数及び位置図</b> 122箇所（別紙参照）</p> <p><b>3 設置事例</b></p>  <p><b>4 令和3年度設置地域及び箇所数</b></p>  <table border="1" data-bbox="1007 1592 1466 1704"> <tr> <td>設置地域</td> <td>斜線部分</td> </tr> <tr> <td>箇所数</td> <td>約200箇所</td> </tr> </table>	設置地域	斜線部分	箇所数	約200箇所
設置地域	斜線部分				
箇所数	約200箇所				
問題点 今後の方針	令和3年度の設置は、6月までに完了を目指す。				

# 令和2年度浸水深表示板設置位置図



# 災害・オウム対策調査特別委員会情報連絡

令和3年4月23日

件名	災害協定の締結について																								
所管部課名	総合防災対策室 災害対策課																								
内容	<p>災害協定を締結したので、以下のとおり報告する。</p> <p><b>1 大規模水害時における一時避難施設としての使用に関する協定</b></p> <p>(1) 会社名 株式会社サンベルクス 東京都足立区花畑五丁目14番1号</p> <p>(2) 協定概要 ア 地域住民等の避難者が一時的避難に使用できる。 イ 災害時等において、区が所有する車両及び区が災害用の緊急車両として認めた車両の一時的避難に使用できる。 ウ 区職員を使用施設に現場責任者として派遣し、安全管理等を行う。 エ 東京消防庁足立消防署及び足立消防団と株式会社サンベルクスにおいて「消防車両の臨時駐車場所の提供に関する協定書」を定めているため、立体駐車場内を区と「東京消防庁足立消防署及び足立消防団（30台）」で区分けして使用する。</p> <p>(3) 利用店舗</p> <table border="1" data-bbox="427 1294 1460 1899"> <thead> <tr> <th>店舗名称</th> <th>所在地</th> <th>駐車台数</th> <th>消防車両</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ベルクス足立花畑中央店 屋上駐車場</td> <td>花畑五丁目 13番2号</td> <td>屋上133台</td> <td>5台</td> </tr> <tr> <td>ベルクス足立南花畑店 立体駐車場</td> <td>南花畑二丁目 15番12号</td> <td>屋上46台 2階33台</td> <td>5台</td> </tr> <tr> <td>ベルクス足立加平店 立体駐車場</td> <td>加平三丁目 4番1号</td> <td>2階85台</td> <td>5台</td> </tr> <tr> <td>ベルクス足立綾瀬店 屋上駐車場</td> <td>綾瀬四丁目 14番20号</td> <td>屋上40台</td> <td>5台</td> </tr> <tr> <td>ベルクス足立中央店 屋上駐車場</td> <td>中央本町四丁目 23番20号</td> <td>屋上81台</td> <td>10台</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 協定締結日 令和3年3月15日</p>	店舗名称	所在地	駐車台数	消防車両	ベルクス足立花畑中央店 屋上駐車場	花畑五丁目 13番2号	屋上133台	5台	ベルクス足立南花畑店 立体駐車場	南花畑二丁目 15番12号	屋上46台 2階33台	5台	ベルクス足立加平店 立体駐車場	加平三丁目 4番1号	2階85台	5台	ベルクス足立綾瀬店 屋上駐車場	綾瀬四丁目 14番20号	屋上40台	5台	ベルクス足立中央店 屋上駐車場	中央本町四丁目 23番20号	屋上81台	10台
	店舗名称	所在地	駐車台数	消防車両																					
ベルクス足立花畑中央店 屋上駐車場	花畑五丁目 13番2号	屋上133台	5台																						
ベルクス足立南花畑店 立体駐車場	南花畑二丁目 15番12号	屋上46台 2階33台	5台																						
ベルクス足立加平店 立体駐車場	加平三丁目 4番1号	2階85台	5台																						
ベルクス足立綾瀬店 屋上駐車場	綾瀬四丁目 14番20号	屋上40台	5台																						
ベルクス足立中央店 屋上駐車場	中央本町四丁目 23番20号	屋上81台	10台																						

	<p><b>2 避難所等施設利用に関する協定</b></p> <p>(1) 協定先  学校法人 文教大学学園  東京都品川区旗の台3丁目2番17号</p> <p>(2) 協定概要  ア 災害時等において、地域住民等のための避難所及び帰宅困難者への一時滞在施設として利用する。  イ 対象施設は、体育館棟エントランス、エントランスホール、メインアリーナ、ロッカー室、トイレ。</p> <p>(3) 利用施設  文教大学 東京あだちキャンパス  足立区花畑五丁目6番1号</p> <p>(4) 協定締結日  令和3年3月17日</p>
<p>問題点  今後の方針</p>	<p>協定締結後は、足立区総合防災訓練への参加等を通じて、日頃から連携強化を図っていく。</p>